

全経02検管発第43号  
令和2年9月28日

会 員 各 位

公益社団法人 全国経理教育協会  
検定運営委員長 田 所 徹 夫  
(公印省略)

試験会場における新型コロナウイルス感染防止策ご協力のお願い

平素より検定運營業務にご理解とご協力を賜わり、厚く御礼申し上げます。

本協会の試験会場は、内部の生徒学生だけの試験会場のほかに、不特定多数の外部受験者を受け入れる試験会場もあるため、十分な感染防止策を講じていくことが、受験者及び教職員の安全と検定試験の継続性を確保するうえで極めて重要と考え、このたび文部科学省からの通達に沿い、特定非営利活動法人全国検定振興機構（全検）のガイドラインを基に、**各試験会場で感染防止策として実施いただきたい注意事項**をまとめました。

**本注意事項の施行日は、令和2年10月25日施行の税法の検定試験からとします。**

別紙「試験の実施における新型コロナウイルス対応への注意事項について」をお読みいただき、新型コロナウイルス対策へのご理解、ご協力のほど、何卒よろしくお願ひいたします。

受験者ならびに関係者の皆様には、以下のご協力をお願いいたします。

受験者の皆様には、①検定日当日、ご自宅を出る前に検温していただき、この体温を受験票にご記入していただくようお願いするとともに、②さらに試験担当者のご協力のもと試験会場来場時においても検温を行うようにいたします。

※来場時の検温は内部生・外部生問わず全員行うようご協力をお願いいたします。

**※受験票の体温記入欄は現在準備中のため、受験票に表示されるのは10月12日（月）より印刷可能となる所得税法・法人税法・消費税法・相続税法の試験からとなります。**

9月の社会人常識マナー、中小企業BANTO認定、10月の計算実務については、受験票への体温記入はできませんのでご了承ください。※電卓計算は印刷日によって印刷可能。

受験者ならびに関係者の皆様にはご面倒をおかけすることになり、誠に申し訳ございませんが、何卒ご理解とご協力を賜わりますようお願い申し上げます。

なお注意事項の内容は、今後の社会情勢及び状況に変化が生じた場合には、本協会ホームページに掲載してお知らせいたします。

施行日：令和2年10月25日  
公益社団法人全国経理教育協会  
一般財団法人総合福祉研究会

## 試験の実施における新型コロナウイルス対応への注意事項について

令和2年度各能力検定試験を受験される方は、試験当日に万全の体調で臨めるよう、感染予防・健康管理に十分注意するとともに、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」といいます。）の感染拡大防止及び受験される方の安全確保のため、以下の点に注意してください。

また試験会場は「3つの密」となりやすい場所であることから、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底するため、試験会場の収容可能人数を試験実施会場の定員の半以下にして、可能な限り身体的距離を確保してまいりますことから、募集については定員制を導入させていただきます。先着順での申し込み受け付けとなり、定員数に達した時点で、申し込み期間内であっても受け付けを終了いたします。

### 1. 検温の実施、体調不良の方の受験

- (1) **試験当日の朝、各自必ず検温を実施した上で、体温を受験票にご記入ください。**  
**37.5度以上の発熱が認められた場合は受験できません。**
- (2) 政府等から示されている感染症についての相談・受診の目安等を踏まえ、**次に該当する方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、受験できません。**  
**なお、これらを理由とした欠席者向けの再試験は実施しません。**
  - ① 感染症の病気にかかり、PCR検査・抗原検査等において、陽性判定が出た方
  - ② 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、37.5度以上の発熱や咳等の風邪症状のいずれかがある方
  - ③ 感染症感染者（疑いのある場合も含む。）と接触があり、医師又は保健所等の指示により試験日時時点で自宅待機となっている方
  - ④ 試験日を基準とし14日以内に政府から入国制限・入国後の観察期間が必要と発表されている国・地域等への渡航歴がある方
- (3) **試験会場においても検温を行います。これらにより37.5度以上の発熱が認められた場合は受験できません。**
- (4) 上記（2）及び（3）に該当しない場合であっても、試験当日、体調が優れない方は、極力受験を控えてください。
- (5) 試験当日、試験会場内において咳を繰り返すなどの症状が見られる方には、他の受験者への感染のおそれがあるため、健康状態を確認した上で、受験を拒否又は停止することがあります。
- (6) 試験中に体調不良を感じた場合は、直ちにその旨を試験担当者に申し出てください。

## 2. マスクの着用、アルコール消毒・手洗いの実施

- (1) 試験当日、試験会場内では、感染予防のため、**マスクを必ず着用してください。**

なお、簿記上級試験の試験時間中の写真照合の際には、試験担当者の指示に従い、マスクを一時的に外してください。

※ **試験会場にてマスクの配布はしません。各自でご用意ください。マスクを着用していない場合は入場できません。**

**発達障がいや感覚過敏など様々な理由で、マスク着用が長時間耐えられない方については、個別配慮いたしますので、試験担当者に申し出てください。**

- (2) **教室への入室前には、手指消毒等をお願いします。**

また、試験会場内では、手洗い・うがい等、各自での感染予防対策に十分ご注意ください。

なお、携帯用手指消毒用アルコールをお持ちの方は持参しても差し支えありません。

## 3. 試験会場内の混雑緩和

- (1) 試験当日、入場時に行列ができる場合には、他の受験者との間に十分な距離を保って整列の上、入場してください。

また、試験終了後の退席時は、試験担当者の指示に従い、退席してください。

- (2) 試験会場内では、着席時以外においても、他の受験者との身体的距離（最低1m、できるだけ2m）を保つように心掛けてください。

- (3) 試験前後、休憩・昼食時においても、密集を避け、対面での会話や飲食等、他の受験者との接触を控えてください。

## 4. 教室内の換気

教室内では、窓やドアを定期的に開放するなど、外気を取り入れる換気を行います。

## 5. 試験実施時の対応

試験の実施に当たっては、上記のほか、次に掲げる感染防止対策を講じます。

- (1) 感染予防のため、試験担当者にはマスクの着用を義務付けます。  
(2) 各級（又は各科目）の試験終了後、複数の受験者が手を触れる場所、全ての机及び椅子のアルコール消毒を実施します。  
(3) 試験会場内の必要な箇所に、消毒用アルコール又はハンドソープを配備します。

## 6. その他

- (1) **感染拡大防止策の徹底に関して、本注意事項に記載した事項を守らない場合や、試験会場内での試験担当者の指示に従わない場合等には、受験を拒否又は停止することがあります**ので、ご注意ください。

- (2) **お支払いされた受験料は、理由の如何を問わず返金しません。**

- (3) ゴミは各自持ち帰ってください（ゴミ箱の使用は禁止します。）。

- (4) 保健所等の公的機関からの要請により、受験者の氏名、連絡先等が提供され得るこ

とをあらかじめご了承ください。

(5) 感染症を巡る状況により、上記以外にも更なる対応を取ることがあります。

(6) 今後、政府から緊急事態宣言が発令されるなど、感染症を巡る状況が大きく変化し、実施方針等に変更が生じた場合には、協会ホームページに掲載してお知らせします。